

中央区政を話し合う会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 中央区の区政について、協働と参画の理念を活かしたものとするため、区の独自事業や諸課題について区民と行政が意見交換を行う場として、中央区政を話し合う会（以下「会議」という。）を設置する。

(内容)

第2条 会議で意見交換を行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 区の独自事業や諸課題に関すること
- (2) その他、協働と参画の理念を活かしたまちづくりに関すること

(組織)

第3条 会議は、あんしん部会及びにぎわい部会をもって構成する。

- 2 各部会の会員は、区内の各種団体、事業者及びその他本会の活動の推進に適した者の中から、区長が別紙のとおり定める。
- 3 会員の任期は3年とし、再任を妨げない。また、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 各部会のそれぞれに部会長及び副部会長を置くものとする。
- 5 部会長及び副部会長は、委員の互選によって定める。
- 6 各部会の部会長は、会議を招集し、会務を総理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、支障があるときはその職務を代行する。
- 8 前7項に規定するものの他、会議の組織及び運営に関して必要な事項は、設置の趣旨に基づき会議で定める。

(所掌事項)

第4条 各部会は、次に掲げる事項について検討及び議論を行うものとする。

- (1) あんしん部会 安全・安心等の生活に密着した課題等
- (2) にぎわい部会 都心の魅力を発信していくための方策等

(区の役割)

第5条 区長は、会議の提言等を十分尊重し、区政に反映するよう努めるものとする。

- 2 会議の庶務は区まちづくり課で行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の設置および運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

1. この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
2. 本会設置当初の会員の任期は、第3条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。